

国税庁ホームページで作成する

損失額計算システムを利用した 確定申告書作成入力例

このパンフレットは、東日本大震災で被害を受けられた方で、平成 22 年分に遡って雑損控除等による確定申告(還付申告)書を提出する給与所得者の方を対象としています。

雑損控除等を適用するための申告書は、以下の手順で作成することができます。

なお、「確定申告書等作成コーナー」を利用することにより、損失額の計算書及び申告書の作成をすることもできます。

- 1 「損失額計算システム」による損失額の計算書の作成
- 2 「確定申告書等作成コーナー」による申告書の作成

申告書の作成にあたり、事前に以下の書類を用意しておきますと、入力をスムーズに行うことができます。

- 1 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- 2 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの
- 3 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額の分かるもの
- 4 市町村から交付された「り災証明書」
- 5 平成 22 年分の源泉徴収票



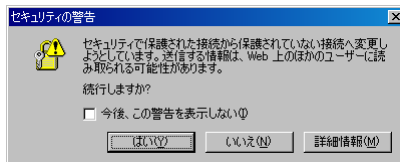
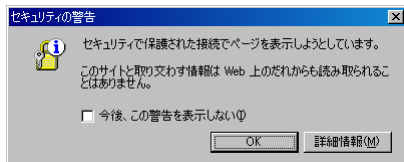
目次

1	はじめに	1
2	損失額計算システムへのアクセス	1
3	損失額計算システムの利用方法	3
(1)	入力モデル	3
(2)	被害状況の入力	3
(3)	住所、氏名の入力	3
(4)	住宅の損失に関する入力	4
(5)	家財の損失に関する入力	5
(6)	車両の損失に関する入力	6
(7)	災害関連支出に関する入力	7
(8)	「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の印刷	7
4	確定申告書等作成コーナーの利用方法	9
(1)	確定申告書等作成コーナーへのアクセス	9
(2)	確定申告書等作成コーナーへの入力	11
(3)	確定申告書等の印刷	18
(4)	確定申告書等の提出	18

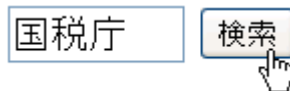
東日本大震災により住宅や家財、自動車などに損害を受けられた方は、雑損控除等の適用により平成 22 年分に遡って、所得税の還付や軽減を受けることができます。

給与所得などの源泉徴収税額が 0 円の場合、還付される所得税はありませんが、申告書を提出することにより損失額を翌年以降へ繰越できる場合や住民税が減額される場合があります。

※ 申告書等を作成するにあたって、下のような警告がある場合はすべて「OK」または「はい」をクリックしてください。



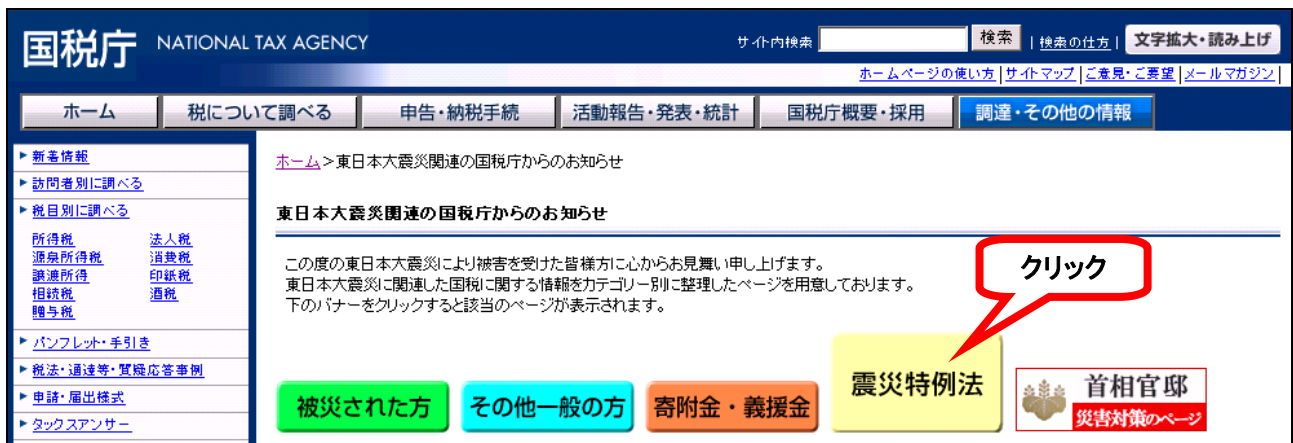
- ① 国税庁ホームページを開きます。



- ② 国税庁トップページの「東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ」をクリックします。



- ③ 「震災特例法」をクリックします。



④ 「損失額計算システム（個人の方）」をクリックします。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム > 東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ > 東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて

東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方へ、心からお見舞い申し上げます。
平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、「震災特例法」といいます。）が施行されました。
この震災特例法や既存の税制において東日本大震災により被災された方に適用される各種の税制上の措置に関する情報を掲載しました。
これらの税制上の措置の概要については、**個人の方を対象とした取扱い**、**法人の方を対象とした取扱い**をご覧ください。併せて、**関連法令・告示・通達等**、**各種様式等**、**その他(Q&Aなど)**をご参照ください。

※ パンフレットを印刷する方は、必要なパンフレット(PDF)を選択してご利用ください。

■ お問い合わせ先
各手続きについては、税務署までお問い合わせください。

▶ **東日本大震災に関する国税のご相談について**
▶ **税務署の所在地**

【次の項目部分をクリックすると該当部分にジャンプします】

個人の方	法人の方	損失額計算システム （個人の方）	更正の請求書作成システム （個人の方）	関連法令・告示 ・通達等	各種様式等	その他 (Q&Aなど)
------	------	-----------------------------	------------------------	-----------------	-------	----------------

⑤ 「東日本大震災に係る損失額計算システム」をクリックします。

東日本大震災に係る損失額計算システム

大震災により住宅や家財などに被害を受けた個人の方は、(1)「被災者等に対する損失額の合理的な計算方法」に基づく「雑損控除」といいます。)、(2)「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます(「パンフレット所01(PDF/268KB)」をご参照ください)。

『東日本大震災に係る損失額計算システム』では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、「損失額の合理的な計算方法」により損失額を計算(被災した住宅、家財等の損失額の計算書)を作成できますので、ぜひご利用ください。

■ 動作確認環境

⑥ 説明と操作の手順をご覧になり、よろしければ「作成開始」をクリックします。

損失額計算システム【説明】

大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、(1)「被災者等に対する損失額の合理的な計算方法」に基づく「雑損控除」といいます。)、(2)「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。
これらの控除などを適用するためには、被害を受けた住宅や家財、車両の損失額を計算する必要がありますが、被害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。このシステムでは、画面の案内にしたがって入力することで、「損失額の合理的な計算方法」による計算を行うことができます。

以下の説明をお読みいただき、画面下の「作成開始」ボタンを押して入力を開始してください。

操作の手順

- 以下の書類などをあらかじめご用意ください。
- お手元の書類などを参考に、被災した住宅、家財及び車両について、画面の項目を入力してください。
- 印刷画面まで進みしたら、「印刷」ボタンをクリックして「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を印刷します。
- この計算書を基に、更正の請求書又は確定申告書等を作成してください。
- 操作についての詳細は、**操作方法(別ウィンドウで表示)**のほか、入力画面においても入力方法を確認できますのでご覧ください。

ご用意いただく書類など

- 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの
- 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの
- 市町村から交付された「り災証明書」

(注) 「東日本大震災に係る損失額の計算システム」を使用する際の注意点
このシステムでは、住宅1棟、家財及び車両2台に係る損失額を計算できます。
複数の住宅や3台以上の車両を入力する場合は、1回で作成できなかったものについて、改めて入力してください。

下の「作成開始」ボタンをクリックして入力を開始してください。

被被害の状況や金額等を入力し、計算書を印刷

更正の請求書
確定申告書

更正の請求書や確定申告書に添付して提出

閉じる 作成開始 クリック

(1) 入力モデル

・被災者の家族構成

世帯主・・・仙台 太郎（昭和44年5月3日生・会社員）
 配偶者・・・仙台 花子（昭和45年2月21日生・無職）
 子・・・仙台 一郎（平成12年6月24日生・小学生）

・被災した資産

住宅・・・名義：仙台太郎
 家財・・・家具、電化製品など
 自動車・・・名義：仙台太郎

・その他

地震保険や車両保険の加入なし

(2) 被害状況の入力

り災証明書等を参考にしながら、該当事項を選択します。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY	
東日本大震災に係る損失額の計算システム	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 説明 入力 印刷 </div>	
損失額計算システム【入力】	
<p>住宅、家財又は車両ごとに、以下の項目を入力してください。</p> <p>入力が終わりましたら、画面下の「計算実行」ボタンをクリックし、計算結果を確認してください。</p>	
1. 被害状況の入力	
(1) 災害年月日	平成 23 年 3 月 11 日 [半角]
(2) 災害名	東日本大震災
(3) 被害の区分【必須】	半壊
	・土砂・海水の流入 <input type="text" value="無"/>
	・浸水の程度 <input type="text" value="無"/>
	・浸水時間 <input type="text" value="無"/>
(4) 住宅の区分【必須】	二階建以上
<p>住宅、家財の被害の状況について、り災証明書を参考に、実際の被害状況を入力してください。車両の被害については、「5. 車両の損失に関する入力」で入力します。 なお、車両のみ被災された方は、ここでは「全壊・流出・埋没・倒壊」を選択してください。</p>	

(3) 住所、氏名の入力

申告する方の住所、氏名を入力します。

2. 住所、氏名の入力	
(1) 住所【必須】	仙台市青葉区本町3-3-1
(2) 氏名【必須】	仙台 太郎 (例) 国税 花子

(4) 住宅の損失に関する入力

住宅の損失がある方はチェックをします。被害状況の入力画面が表示されます。

「**入力方法**」をクリックすると、ヘルプ画面が表示されますので参考にしてください。

3. 住宅の損失に関する入力

被災した住宅について以下の事項を入力してください。 [入力方法](#)

り災証明書や登記事項証明書などを参考に入力しますが、り災証明書などに記載されていない項目などがある場合は、実際の被害状況に基づいて入力(選択)してください。

住宅の損失に関する入力を行う場合はチェックをしてください。

○ 住宅の損失に関する入力方法

下図右側に表示している書類を参考にしながら、該当する部分を入力します。

3. 住宅の損失に関する入力

被災した住宅について以下の事項を入力してください。 [入力方法](#)

り災証明書や登記事項証明書などを参考に入力しますが、り災証明書などに記載されていない項目などがある場合は、実際の被害状況に基づいて入力(選択)してください。

住宅の損失に関する入力を行う場合はチェックをしてください。

<p>(1) 住宅の種類【必須】</p> <p>(2) 住宅の構造【必須】</p> <p>(3) 住宅の取得年月【必須】</p> <p>(4) 住宅取得時の新築又は中古の別【必須】</p> <p>(5) 住宅の床面積【必須】</p> <p>(6) 被災した住宅の取得価額は明らかですか。【必須】</p> <p>(7) 住宅が共有持分で共有者に収入がありますか。【必須】</p> <p>(8) 保険金などで補てんされる金額【該当する場合のみ】</p> <p>(9) 被災した住宅に係る修繕費用【該当する場合のみ】</p> <p>(10) 被災した住宅に係る取壊し、除去費用など【該当する場合のみ】</p>	<p>住宅 [全角10文字以内]</p> <p>木造又は合成樹脂造</p> <p>平成 5 年 10 月 [半角]</p> <p>新築物件を取得</p> <p>中古物件の場合には、その建築年月日から購入した日までの経過年数 ※ 経過年数の6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨てます。</p> <p>経過年数 年 [半角]</p> <p>100.00 平方メートル [半角、小数点第2位まで入力]</p> <p>取得価額が明らかである 住宅の取得価額を入力してください。 20,000,000 円 [半角]</p> <p>取得価額が明らかでない</p> <p>住宅の所在する地域及び構造の別を使用して計算します。</p> <p>物件の所在地</p> <p>共有者がいて共有者に収入がある あなたの持分を入力してください。 / [半角]</p> <p>共有者がいない又は共有者に収入がない</p> <p>円 [半角]</p> <p>被災した住宅について修繕費用を支払った場合、その費用が原状回復のためのもの、資本的支出に該当するもの、それぞれを明確にできないものに区分して入力してください。</p> <p>それぞれを区分して入力できる</p> <p>それぞれを区分して入力できない</p> <p>明確に区分できないもの 円 [半角]</p> <p>原状回復のための費用 円 [半角]</p> <p>資本的支出に該当する費用 円 [半角]</p> <p>被災した住宅について取壊しや除去費用などを支払った金額及び保険金などで補てんされる金額を入力してください。</p> <p>取壊し、除去費用など 円 [半角]</p> <p>保険金などで補てんされる金額 円 [半角]</p>
---	--

登記事項証明書又は
売買（請負）契約書

登記事項証明書

登記事項証明書又は
売買（請負）契約書

売買（請負）契約書

登記事項証明書

保険金計算書など

工事請負契約書など

工事請負契約書など

保険金計算書など

(5) 家財の損失に関する入力

家財の損失がある方はチェックをします。被害状況の入力画面が表示されます。

「**入力方法**」をクリックすると、ヘルプ画面が表示されますので参考にしてください。

4. 家財の損失に関する入力

被災した家財について以下の事項を入力してください。[入力方法](#)

り災証明書や登記事項証明書などを参考に輸入しますが、り災証明書などに記載されていない項目などがある場合は、実際の被害状況に基づいて入力(選択)してください。

家財の損失に関する入力を行う場合はチェックをしてください。

○ 家財の損失に関する入力方法

家族の状況や下図右側に表示している書類を参考にしながら、該当する部分を入力します。

4. 家財の損失に関する入力

被災した家財について以下の事項を入力してください。[入力方法](#)

り災証明書や登記事項証明書などを参考に輸入しますが、り災証明書などに記載されていない項目などがある場合は、実際の被害状況に基づいて入力(選択)してください。

家財の損失に関する入力を行う場合はチェックをしてください。

(1) 被災した家財の取得価額は明らかですか。【必須】

取得価額が明らかである
別途作成した「被災した家財の個別明細書」に記載した家財の時価の合計額を入力してください。
[] 円[半角]

取得価額が明らかでない

・世帯主の年齢 [41] 歳[半角]

・既婚・未婚の別 [夫婦]

・生計を一にする親族の人数

・18歳以上 [] 人[半角]

・18歳未満 [1] 人[半角]

(2) 同一世帯に収入がある方がほかにもいますか。【必須】

同一世帯に収入がある方がほかにいる
あなたの持分に係る割合を入力してください
[] % [半角、整数]

同一世帯に収入がある方がほかにいはい

(3) 保険金などで補てんされる金額【該当する場合のみ】

[] 円[半角]

(4) 被災した家財に係る修繕費用【該当する場合のみ】

被災した家財について修繕費用を支払った場合、その費用が原状回復のためのもの、**資本的支出**に該当するもの、それぞれを明確にできないものに区分して入力してください。

それぞれを区分して入力できる

それぞれを区分して入力できない

・明確に区分できないもの [] 円[半角]

・原状回復のための費用 [] 円[半角]

・資本的支出に該当する費用 [] 円[半角]

(5) 被災した家財に係る取壊し、除去費用など【該当する場合のみ】

被災した家財について取壊しや除去費用などを支払った金額及び保険金などで補てんされる金額を入力してください。

・取壊し、除去費用など [] 円[半角]

・保険金などで補てんされる金額 [] 円[半角]

災害のあった日現在の年齢を入力します。

世帯主及び配偶者を除く人数を入力します。

保険金計算書など

領収書など

領収書など

保険金計算書など

(6) 車両の損失に関する入力

車両の損失がある方はチェックをします。被害状況の入力画面が表示されます。

「**入力方法**」をクリックすると、ヘルプ画面が表示されますので参考にしてください。

5. 車両の損失に関する入力

被災した車両について以下の事項を入力してください。[入力方法](#)

車両に関しては住宅等と被害が異なることから、実際の被害状況に基づいて入力(選択)してください。

車両の損失に関する入力を行う場合はチェックをしてください。

○ 車両の損失に関する入力方法

下図右側に表示している書類を参考にしながら、該当する部分を入力します。

5. 車両の損失に関する入力

被災した車両について以下の事項を入力してください。[入力方法](#)

車両に関しては住宅等と被害が異なることから、実際の被害状況に基づいて入力(選択)してください。

車両の損失に関する入力を行う場合はチェックをしてください。

(1) 車両の区分【必須】	軽自動車	
(2) 車両の取得年月【必須】	平成 21 年 10 月 [半角]	車検証など
(3) 車両取得時の新車又は中古車の別【必須】	新車を取得	
中古車の場合には、新車登録年月日から購入した日までの経過年数 ※ 経過年数の6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨てます。		
(4) 被害の区分【必須】	補修を加えれば使用可能	損壊、浸水など、被害の状況から算定します。
*経過年数 [] 年 [半角]		
*被害の割合を入力してください。 [50] % [半角、整数]		
(5) 被災した車両の取得価額【必須】	1,000,000 円 [半角]	売買契約書など
(6) 保険金などで補てんされる金額【該当する場合のみ】	[] 円 [半角]	保険金計算書など
(7) 被災した車両に係る修繕費用【該当する場合のみ】	被災した車両について修繕費用を支払った場合、その費用が原状回復のためのもの、 資本的支出 に該当するもの、それぞれを明確にできないものに区分して入力してください。	
<input type="radio"/> それぞれを区分して入力できる		修理の領収書、見積書など
<input type="radio"/> それぞれを区分して入力できない		
・明確に区分できないもの [] 円 [半角] ・原状回復のための費用 [] 円 [半角] ・資本的支出に該当する費用 [] 円 [半角]		
(8) 被災した車両に係る取壊し、除去費用など【該当する場合のみ】	被災した車両について取壊しや除去費用などを支払った金額及び保険金などで補てんされる金額を入力してください。	
・取壊し、除去費用など [] 円 [半角]		領収書など
・保険金などで補てんされる金額 [] 円 [半角]		保険金計算書など

二台目の入力を行う。
(チェックを付けることで、二台目の車両の入力を行うことができます。)

二台目の入力がある方は、こちらを
チェックし入力してください。
(本システムでは、最大二台まで
入力が可能です。)

(7) 災害関連支出に関する入力

災害関連支出がある方は該当する項目に入力します。

「**入力方法**」をクリックすると、ヘルプ画面が表示されますので参考にしてください。

6. 災害関連支出に関する入力	
土砂やがれきその他の障害物を除去するための費用などを入力してください。 入力方法	
支出した金額に係る領収書を基に入力してください。 ※ 上記「3. 住宅の損失に関する入力」「4. 家財の損失に関する入力」「5. 車両の損失に関する入力」の「修繕費用」及び「取壊し、除去費用など」で入力したものは除きます。	
(1) 支払った費用 【該当する場合のみ】	<input type="text"/> 円[半角] ← 領収書など
(2) 保険金などで補てんされる金額 【該当する場合のみ】	<input type="text"/> 円[半角] ← 保険金計算書など

(8) 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の印刷

すべての入力が終わったら「**計算実行**」ボタンをクリックします。印刷実行画面へ移ります。

<input type="button" value="戻る"/>	<input type="button" value="計算実行"/>
-----------------------------------	-------------------------------------

クリック

損失額計算システム【印刷】	
下の「印刷画面の表示」ボタンをクリックしてこの画面(被災した住宅、家財等の損失額の計算書)を印刷してください。	
更正の請求や確定申告を行う際には、印刷した計算書の「災害関連支出の金額(21)」から「被害割合(25)」を参考に雑損控除又は災害減免額を記載した上、更正の請求書又は確定申告書に添付してください。	
下の「印刷画面の表示」ボタンをクリックしてこの画面(被災した住宅、家財等の損失額の計算書)を印刷してください。	
2枚印刷されますので、1枚を提出用、1枚を控用としてください。	
控用は翌年分の申告で使用しますので、大切に保管してください。	
「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」作成後の手続	
平成22年分の確定申告を行っている方 ⇒ 更正の請求を行います。	
以下の様式を使用して、更正の請求書を作成してください。	
• 平成 年分所得税の更正の請求書・書き方【平成21年分以降用】 (PDFファイル/209KB)	
平成22年分の確定申告を行っていない方 ⇒ 確定申告を行います。	
申告書の作成は、 確定申告書等作成コーナー をご利用ください。(画面の案内にしたがって金額等を入力することにより所得税の申告書などを作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。)	
印刷方法や計算方法を確認され	
<input type="button" value="戻る"/>	<input type="button" value="印刷画面の表示"/>

クリック

「印刷画面の表示」ボタンをクリックすると、画面右に印刷プレビューが表示されますので、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を印刷してください。

この時点で、次の要件のいずれかに該当する方は、引き続き「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書の作成を行います。

- ・ 被災した住宅、家財等の損失額の計算書の「(24)差引損失額の合計」が、所得金額の10%を超える場合(所得金額は「源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」となります。)
- ・ 被災した住宅、家財等の損失額の計算書の「(21)災害関連支出の金額」が、5万円を超える場合
- ・ 災害による損失金額が住宅又は家財の価額の2分の1以上である場合で、かつ所得金額が1000万円以下の場合

被災した住宅、家財等の損失額の計算書					
災害年月日		平成 23年 3月 11日		住所 仙台市青葉区本町3-3-1	
災害名		東日本大震災		氏名 仙台 太郎	
住宅・家財等の損失額の計算					
住宅の種類			住宅		
額	差引損失額((18)-(19))	(20)	425,300 円		円
災害関連支出の金額	(21)	0 円			
損害額の合計	(22)	11,582,300 円	保険金などで補てんされる金額の合計	(23)	0 円
差引損失額の合計	(24)	11,582,300 円	被害割合	(25)	50 %

なお、既に平成 22 年分の確定申告書を税務署へ提出している方は、「更正の請求書」を作成してください。

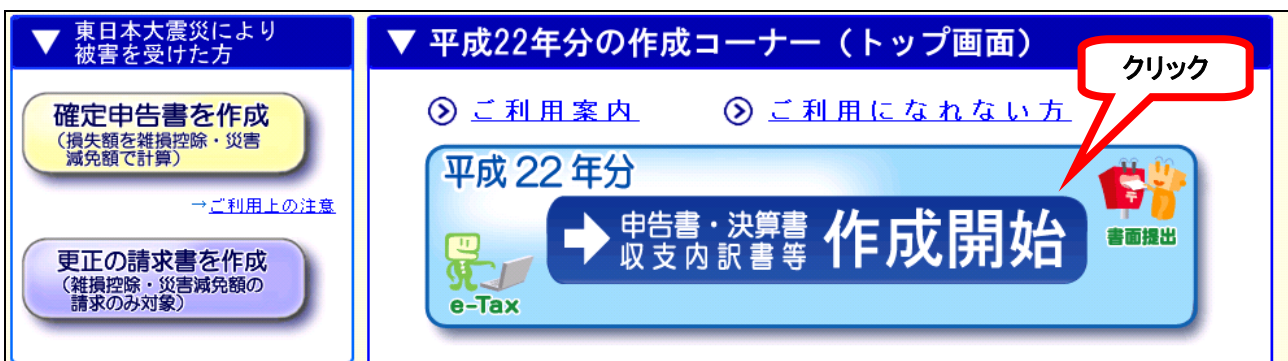
「更正の請求書」は「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

(1) 確定申告書等作成コーナーへのアクセス

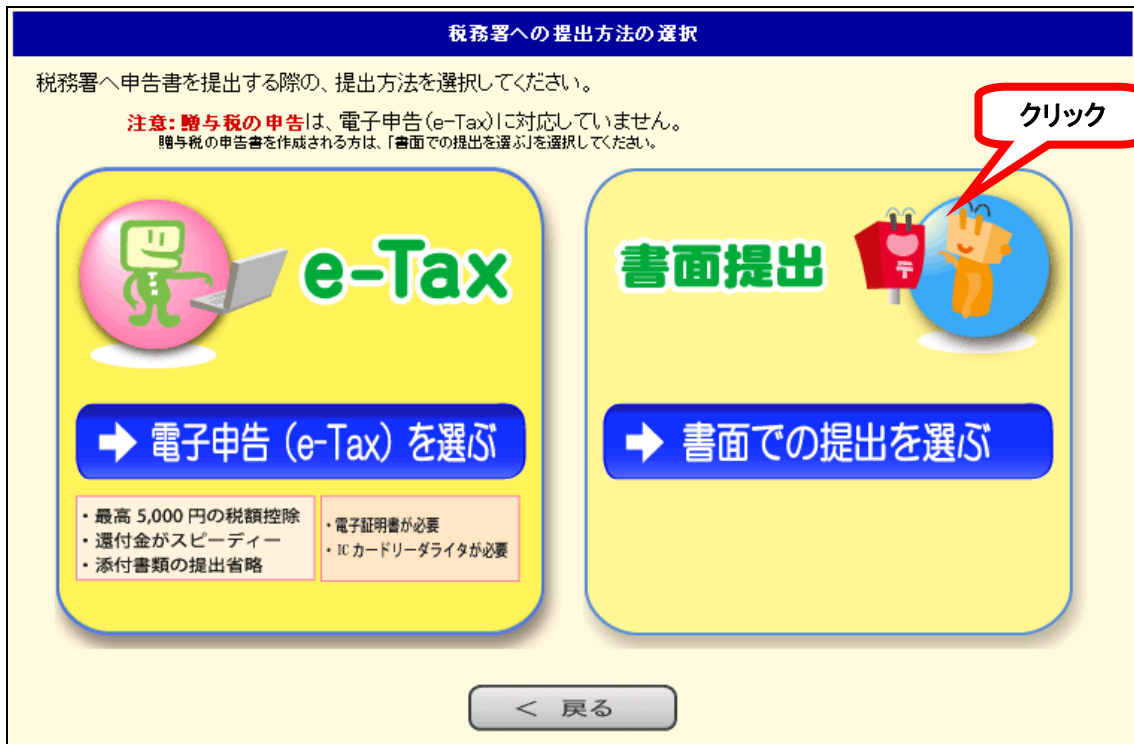
- ① 国税庁トップページの「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。



- ② 「平成22年分 申告書・決算書・収支内訳書等 作成開始」をクリックします。



- ③ 「書面での提出を選ぶ」をクリックします。



既に e-Tax をご利用の方は「電子申告 (e-Tax)」を選択して作成することができます。

④ ご利用のパソコンの環境確認画面が表示されますので、確認チェック後、次へ進みます。

【画面イメージ省略】

※ 全てチェックされていない場合は、正しく印刷されないため、申告書印刷を行うことができません。

⑤ 「住所等入力」画面が表示されますので、該当する部分を入力します。【画面イメージ省略】
申告書作成の最後に入力することもできますが、どちらも入力しない場合、印刷後に手書きで記載することとなります。

⑥ 「所得税の確定申告書を作成」をクリックします。

作成申告書等の選択・作成開始

作成する申告書等のボタンをクリックしてください。
なお、入力をやめる場合は、「トップページへ戻る」ボタンをクリックしてください。

※ 不動産所得 や事業所得 がある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。

青色申告決算書 収支内訳書 作成コーナー → 青色申告決算書・収支内訳書を作成

所得税の確定申告書 作成コーナー → 所得税の確定申告書を作成

消費税及び地方消費税の確定申告書 作成コーナー → 消費税及び地方消費税の確定申告書を作成

贈与税の申告書 作成コーナー → 贈与税の申告書を作成

⑦ 「年末調整済みの給与所得が1ヶ所の方」をクリックします。

申告書選択

■ 申告書を作成する

年末調整済みの給与所得が1ヶ所の方
給与所得が1ヶ所で年末調整の内容に変更がない場合で、医療費控除などを受ける方は、こちらをクリックしてください。

医療費控除・住宅ローン控除
寄附金控除・認定長期優良住宅控除
雑損控除 など

この申告書を選ぶ

左記に該当しない方
すべての所得・控除に対応する様式で作成します。
年金・2ヶ所以上給与・事業・不動産・配当・譲渡等(株式・土地建物等)・雑・退職所得等、損失、予定納税などがある方はこちらをクリックしてください。

すべての所得・控除に対応する申告書B様式で出力(送信)します。

この申告書を選ぶ

→ 「年末調整済み」とは

質問形式による申告書作成
初めて利用される方や、上記ボタンの選択がお分かりにならない方はこちらをクリックしてください。

質問形式を選ぶ

(2) 確定申告書作成コーナーへの入力

- ① 「申告書の作成を始める前に」画面が表示されますので、「提出方法の選択」のラジオボタンはそのまま、「生年月日入力」欄へ申告される方の生年月日を入力して、「入力終了（次へ）」をクリックします。【画面イメージ省略】
- ② 「給与所得」画面が表示されます。源泉徴収票と同じ画面構成になっていますので、源泉徴収票のとおり内容を入力します。

(源泉徴収票の見本を表示)

種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額
給料・賞与	5,700,000円		この欄は入力しません。		1,745,000円		<input type="checkbox"/> 未納付の源泉徴収税額を入力する場合はチェックして下さい。 内()円 130,000円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 ()円 配偶者の合計所得 ()円 個人年金保険料の金額 ()円 旧長期損害保険料の金額 ()円							
住所(居所)又は所在地		仙台市青葉区3-3-1 <small>[全角28文字以内]</small>					
支払者 氏名又は名称		○○商事株式会社 <small>[全角28文字以内]</small>					

- ③ 源泉徴収票の内容を入力しましたら、「雑損控除と災害減免額」をクリックします。

**雑損控除と
災害減免額**

医療費控除

**寄附金控除・
政党等寄附金特別控除**

**(特定増改築等)
住宅借入金等特別控除**

**住宅耐震改修特別控除・
住宅特定改修・認定長期優良
住宅新築等特別税額控除**

[→上記のボタンをクリックしても画面が変わらない方はこちら](#)

上記の所得及び控除以外にも入力項目がある場合、この画面では入力できません。
 次の「この画面で入力できない所得や控除などがある方はこちら」ボタンをクリックしてください。

**この画面で入力できない所得
や控除がある方はこちら**

※ 以降、下のような表示が出た場合は、クリックし、ポップアップを一時的に許可してください。



- ④ 「雑損控除、災害減免額」画面が表示されます。損失額計算システムで作成した、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を参照しながら入力します。

雑損控除、災害減免額

次の項目を入力してください。
 当てはまる項目への入力終了したら、入力内容を確認の上、画面下の「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

災害減免法の適用がある場合には、国税について雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれが有利な方法で計算します(作成コーナーでは、地方税を含めた判定は行いません。)
 なお、雑損控除で計算した税額と災害減免法により計算した減免税額がいずれも同じ場合には雑損控除を適用して計算します。

東日本大震災による災害の有無

東日本大震災により、災害(盗難、横領を除く。)に係る被害を受けられましたか。
 【必須】

はい いいえ ※「いいえ」を選択した方は、次のⅡ以下を入力してください。

「はい」をチェック

上記で「はい」を選択した方は、次のⅠかⅡのいずれかを選択し、入力してください。

Ⅰ 東日本大震災に係る損失額を個々に計算することができない方

損失額の計算書

損害を受けた資産について、**個々に損失額を計算することができない方**は
 【「損失額の計算書」を作成する」ボタンをクリックして、被害内容を入力してください。

改めて損失額の計算書を作成する場合は、P3～P7に準じて入力します。

「損失額の計算書」を作成する

Ⅱ 損害を受けた内容が分かる方、東日本大震災に係る損失額について計算済みの方
[→入力方法はこちら](#)

1 損害金額(A)

11,582,300円

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の「(22)損失額の合計」の金額を入力します。

2 保険金などで補てんされる金額(B)

円

3 差引損失額(A-B)のうち、災害関連支出の金額

円 災害関連支出の入力

※「災害関連支出の金額」とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのために支出した金額です。

4 差引損失額について選択してください。 ※被害割合が50%以上の場合、上を選択してください。

差引損失額は、住宅又は家財について受けた損失で、その住宅や家財の価額(時価)の2分の1以上の金額である。

差引損失額は、住宅又は家財について受けた損失で、その住宅や家財の価額(時価)の2分の1未満の金額である。

5 損害の原因について選択してください。

災害

盗難

横領

画面上の「東日本大震災による災害の有無」欄で「はい」をチェックすると、自動でチェックされます。

6 損害の生じた年月日を入力してください。

平成 23年 3月 11日

平成23年3月11日など、損害の生じた日を入力します。

7 損害を受けた資産の種類などを入力してください。

住宅、家財、車両

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の内容を入力します。

- ⑤ 源泉徴収票の内容、雑損控除等の内容、及びその他控除の内容の入力が終了したら、画面内容を確認のうえ、「還付金確認」ボタンをクリックします。

入力した控除額の内訳(各項目の ? をクリックすると、項目についての説明(よくある質問)が表示されます。)

項目名	控除額	
雑損控除 ? と災害減免額 ?	雑損控除	11,180,300円
	災害減免額	0円
医療費控除 ?		円
寄附金控除 ? ・ 政党等寄附金特別控除 ?	寄附金控除	円
	政党等寄附金特別控除	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ?		円
住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除 ?		円

入力を終了したら、必ず「還付金確認」ボタンをクリックし、表示された控除額を確認してください。
 還付金額を確認した後で入力内容を修正した場合は、もう一度「還付金確認」ボタンをクリックすると、還付金額を確認することができます。

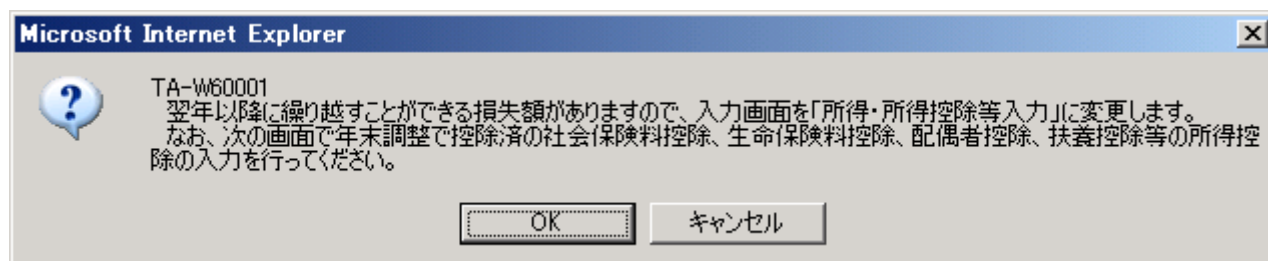
還付金確認

システム内で申告の自動計算を行い、還付金額がポップアップ表示されますので、確認しましたら「OK」をクリックして閉じ、「入力終了(次へ)」ボタンから次へ進みます。



この入力例は、雑損控除の額が給与所得の額を超えていますので、引ききれない損失額を翌年以降に繰り越すことができる例です。

損失額を翌年以降に繰り越す場合は、次のようなポップアップが表示されますので「OK」をクリックし、次へ進みます。



⑥ 源泉徴収票を見ながら該当する控除等を入力します。

各控除の名称をクリックすると入力フォームが表示されますので、該当する控除を入力します。

① すべての申告に対応 (②以外の方)		② 給与・雑(公的年金など) ・一時・配当(総合)のみの方 →不要な項目の背景色をグレーにします。		入力例 具体的な入力例	手引きを表示
(単位:円) 分離課税の所得(土地建物や株式等の譲渡所得、退職所得など)はこちら					
収入金額等	事業	営業等 (ア)		課税される所得金額 (9)-(25)又は第三表 (26)	0
		農業 (イ)		上の(26)に対する税額 又は第三表(81) (27)	0
	不動産	(ウ)		配当控除 (28)	
	利子	(エ)		投資税額等控除 区分 <input type="checkbox"/> (29)	
	配当	(オ)		(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (30)	
	給与	(カ)	5,700,000	政党等寄附金特別控除 (31)	
	雑	公的年金等 (キ)		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良 住宅新築等特別税額控除 区分 <input type="checkbox"/> (32)~ (34)	
		その他 (ク)		電子証明書等特別控除 (35)	
	総合課税	短期 (ケ)		差引所得税額 (27)-(28)-(29)-(31)-(32)-(33)-(34)-(35) (36)	0
		長期 (コ)		災害減免額 外国税額控除 (37)~ (38)	0
一時	(サ)		源泉徴収税額 (39)	130,000	
所得金額	事業	営業等 (1)		申告納税額 (36)-(37)-(38)-(39) (40)	△130,000
		農業 (2)		予定納税額 (第1期分・第2期分) (41)	
	不動産	(3)		第3期分の税額 (40)-(41) 納める税金 (42)	
	利子	(4)		還付される税金 (43)	130,000
	配当	(5)		配偶者の合計所得金額 (44)	
	給与	(6)	4,020,000	専従者控除額の合計額 (45)	
	雑	公的年金等 その他 (7)		青色申告特別控除額 (46)	
	総合課税一時 (ケ)+{(コ)+(サ)}×1/2 (8)			雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額 (47)	
	合計 (9)		4,020,000	未納付の源泉徴収税額 (48)	
	所得から差し引かれる金額	雑損控除 (10)		11,180,300	本年分で差し引く繰越損失額 (49)
医療費控除 (11)				平均課税対象金額 (50)	
社会保険料控除 (12)			555,000	変動・臨時所得金額 区分 <input type="checkbox"/> (51)	
小規模企業共済等掛金控除 (13)				申告期限までに納付する金額 (52)	
生命保険料控除 (14)			50,000	延納届出額 (53)	
地震保険料控除 (15)					
寄附金控除 (16)					
寡婦・寡夫控除 (18)					
勤労学生・障害者控除 (19)~ (20)					
配偶者控除 (21)			380,000		
配偶者特別控除 (22)		0			
扶養控除 (23)		380,000			
基礎控除 (24)		380,000			
合計 (25)		12,925,300			

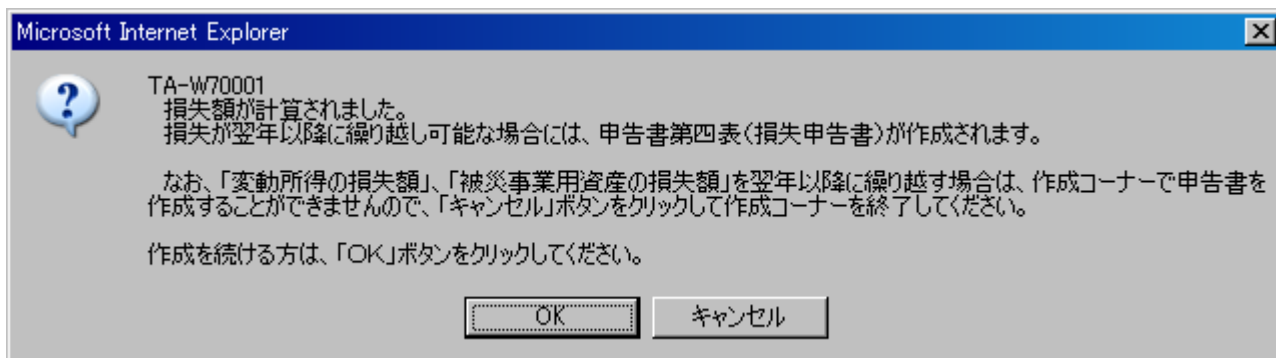
インフォメーション

<<繰越損失額の入力(その1)>>
・前年以前から繰り越した

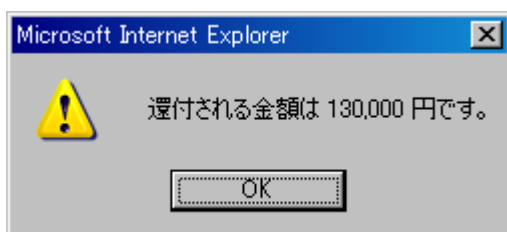
【検算方法】
雑損控除を除いた控除額の合計額
1,745,000円が、源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」と一致します。

⇒下記(ト)の「先物取引に係る雑所得等」をクリック
分離課税の所得の入力はこの下です。

該当の控除を入力し「入力終了（次へ）」ボタンをクリックすると、次のようなポップアップが表示されますので「OK」をクリックし、次へ進みます。



システム内で申告書第四表（損失申告書）を作成後、再度還付金額がポップアップ表示されますので、「OK」をクリックして次へ進みます。



⑦ 「住民税等入力」画面が表示されます。

雑損控除のみ適用される方は、「入力終了（次へ）」をクリックします。

新たに寄付金控除を適用される方は、「住民税・事業税に関する事項」ボタンをクリックし、該当項目を入力して、次へ進みます。

- ⑧ 「住所・氏名等入力」画面が表示されますので、必要箇所を入力します。最初に氏名等を入力した場合は一部が初期表示されます。初期表示されない箇所は次のとおりです。

住所・氏名等入力		
<p>次の各欄を入力してください。 各欄への入力終了したら、入力内容を確認の上、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。 なお、制限文字数を超える場合、省略可能な文字(マンション名等)は省略して入力しても差し支えありません。</p>		
納税地及び提出先税務署		
現在の住所 (又は事業所等の所在地)	納税地	<input checked="" type="radio"/> 住所 <input type="radio"/> 事業所等 (事業所等の所在地を納税地とする場合には、届出が必要です。)
	郵便番号	980 - 8430 <input type="button" value="住所検索"/> ※ 郵便番号から住所及び提出先税務署が自動入力されます。 <small>[半角数字3けた]-[半角数字4けた]</small>
	都道府県市区町村	宮城県仙台市青葉区 <input type="button" value="市区町村選択"/> ※ 郵便番号から検索できなかった方は、こちらで市区町村を選択できます。
	丁目番地等	本町3-3-1 (例)〇〇町1-1-1 <small>[都道府県市区町村と合計で全角28文字以内(数字等も全角)]</small> アパート名、号室 <small>[全角28文字以内(数字等も全角)]</small>
平成28年1月1日の住所	上記の住所との比較	<input checked="" type="radio"/> 上記の住所と同じ <input type="radio"/> 上記の住所と異なる
提出先税務署		<p>リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。</p> <p>(1)都道府県 <input type="text" value="宮城県"/> (2)税務署名 <input type="text" value="仙台北"/></p> <p>所轄の税務署は、「こちら」からご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-size: small;"> 提出先税務署名が間違っていて選択されている事例が多く見受けられますので、ご確認ください。 ※ 提出先税務署が誤っていた場合、還付金の支払が遅れることがあります。 </div>
氏名等		
氏名 (フリガナ) ※ 姓と名で合計18文字以内	セイ	<input type="text" value="センダイ"/> <small>[全角カナ13文字以内]</small> (例) コクゼイ
	メイ	<input type="text" value="タロウ"/> <small>[全角カナ13文字以内]</small> (例) タロウ
氏名(漢字)	姓	<input type="text" value="仙台"/> <small>[全角10文字以内]</small> (例) 国税
	名	<input type="text" value="太郎"/> <small>[全角10文字以内]</small> (例) 太郎
性別		<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
職業・世帯主等	職業	<input type="text" value="会社員"/> <small>[全角11文字以内]</small> (例) 小売業
	屋号・雅号	<input type="text"/> <small>[全角30文字以内]</small> (例) 国税商店
	世帯主の氏名 続柄	<input type="text" value="仙台 太郎"/> <small>[全角10文字以内]</small> <input type="button" value="氏名をコピー"/> (例) 国税 太郎 <input type="text" value="本人"/> <small>[全角5文字以内]</small> (例) 本人、妻、子等
	電話番号	<input type="text" value="022"/> - <input type="text" value="263"/> - <input type="text" value="1111"/> 連絡先区分 <input type="text" value="自宅"/> <small>[半角数字合計14けた以内]</small> <small>※ 平日の昼間にご連絡の取れる電話番号を市外局番から入力してください(携帯電話でも結構です。)</small>
提出年月日等		<p>提出年月日を入力してください。</p> <p>提出年月日: <input type="text" value="平成 23 年 9 月 16 日"/> <small>※ 年月のみ、年のみの入力もできます。</small></p> <p>税務署から送付された申告書等により番号がお分かりになる場合は入力してください(任意入力)。</p> <p>番号: <input type="text"/> <small>[半角数字8けた]</small> →この番号を入力してください(見本を表示)</p>

⑨ 還付金の受取方法の入力をします。

還付について	
還付金額	<p>あなたの還付金額は、130,000 円です。</p> <p>還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください。 (申告される方ご本人名義の口座に限ります。)</p>
還付金の受取方法【必須】	<p>受取方法</p> <p>還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。</p> <p> <input type="radio"/> ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み 入力方法はこちら <input type="radio"/> ゆうちょ銀行への振込み <input type="radio"/> ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り </p> <p>該当する受取方法を チェックします。</p>

例1：ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込みの場合


還付について	
還付金額	<p>あなたの還付金額は、130,000 円です。</p> <p>還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください。 (申告される方ご本人名義の口座に限ります。)</p>
還付金の受取方法【必須】	<p>受取方法</p> <p>還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。</p> <p> <input checked="" type="radio"/> ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み 入力方法はこちら <input type="radio"/> ゆうちょ銀行への振込み <input type="radio"/> ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り </p>
	<p>金融機関名等</p> <p>銀行・信用金庫等の預金口座への振込みを希望する場合</p> <p>△△ <input type="text"/> 銀行 <input type="text"/></p> <p><small>[全角15文字以内]</small></p> <p>※ インターネット専業銀行については、振込可能銀行が限られています。詳しくは、各インターネット専業銀行にご確認ください。</p>
	<p>本支店名</p> <p>×× <input type="text"/> 支店 <input type="text"/></p> <p><small>[全角14文字以内]</small></p>
	<p>預貯金種別</p> <p>普通 <input type="text"/></p> <p>※ 総合口座の場合は「普通」を選択してください。</p>
	<p>口座番号</p> <p>1234567 <input type="text"/> <small>[半角7けた]</small></p> <p>※ 金融機関コード及び支店コードは入力しないでください。</p> <p>申告者名義の口座番号を 記載してください。</p>

例2：ゆうちょ銀行への振込みの場合

ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合	
記号	番号
12345 <input type="text"/>	- 12345678 <input type="text"/>
<small>[半角5けた]</small>	<small>[半角8けた以内]</small>
<p>※ 振込用の店番・口座番号は入力しないでください。</p> <p>申告者名義の口座番号を 記載してください。</p>	

(3) 確定申告書の印刷

① 「印刷画面の表示」ボタンをクリックします。

右下の「印刷画面の表示」ボタンをクリックすると、右側に申告書等のイメージ（ウィンドウ）が表示されます。
表示されたウィンドウにある  ボタン又はツールバーの「ファイル」→「印刷」（プリント）をクリックすれば、申告書等を印刷することができます。

入力内容等を変更して、再度申告書等のイメージを表示される方は、申告書等のイメージが表示されているウィンドウを開いてから、「印刷画面の表示」ボタンをクリックしてください。

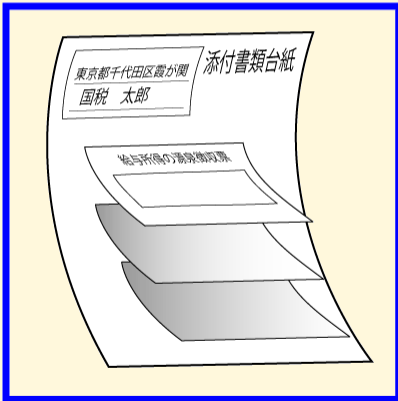
印刷画面の表示

② 「印刷画面の表示」ボタンをクリックすると、画面右に印刷プレビュー画面が表示されますので、表示された申告書を印刷します。

源泉徴収票などの添付書類の提出について

税務署では、書面ですべての申告書について、機械による読取処理を行っております。

源泉徴収票などの添付書類がある場合は、確定申告書の裏面にはらず、**添付書類台紙** にはってご提出ください。



印刷画面の表示

(4) 確定申告書等の提出

印刷された申告書の内容に誤りがないかを確認し、誤りがなければ**申告書第一表**（提出用及び控え）へ押印の上、以下のものを税務署へ提出してください。なお、郵送により提出することもできます。

- ・ 確定申告書（確定申告書等作成システムで出力されたもの）
- ・ 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」（損失額計算システムで出力されたもの）
- ・ 源泉徴収票（原本）
- ・ り災証明書、震災関連の領収書など（コピー可）
- ・ その他添付書類（医療費控除の領収書など）

- ・ 控えを同封する場合は返信用封筒（送り先の住所・氏名を記載し、切手を貼ったもの）

損失額計算・申告書作成などで、ご不明な点がございましたら、税務署へお尋ねください。